

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

- 地方自治法施行令の一部を改正する政令(四一〇)
- 道路交通法施行令の一部を改正する政令(四一一)
- 鉱業法の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令(四一二)
- 鉱業法第六条の二の鉱物を定める政令(四一三)
- 鉱業法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(四一四)
- 家庭用品品質表示法施行令の一部を改正する政令(四一五)
- 輸出入貿易管理令の一部を改正する政令(四一六)
- 厚生年金基金令の一部を改正する政令(四一七)
- 確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令(四一八)
- 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令(四一九)
- 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令(四二〇)

六

五

四

二

〇

七

六

- 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(四二二)
- 南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令(四二三)
- 株式会社国際協力銀行法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(四二四)
- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令(四二五)
- 津波防災地域づくりに関する法律の施行期日を定める政令(四二六)
- 津波防災地域づくりに関する法律及び津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(四二七)
- 水防法第三十二條第一項第二号の水防活動を定める政令(四二八)

〔府 令〕

- 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令(内閣府七〇)
- 家庭用品品質表示法施行規則の一部を改正する内閣府令(同七一)
- 金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(同七二)
- 家庭用品品質表示法に基づく申出の手続等を定める命令の一部を改正する命令(内閣府・経済産業二)

〔府令・省令〕

三

三

三

三

三

三

三

三

三

〔省 令〕

- 不動産特定共同事業法施行規則の一部を改正する命令(内閣府・国土交通六)
- 宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する命令(同七)
- 指定避難施設の管理及び協定避難施設との管理協定に関する命令(同八)
- 地方自治法施行規則の一部を改正する省令(総務一六九)
- 地方公営企業法施行規則の一部を改正する省令(同七〇)
- 在外選挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域を定める省令の一部を改正する省令(総務・外務一)
- 戸籍法施行規則の一部を改正する省令(法務四二)
- 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う法務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令(同四三)
- 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行規則(同四四)
- 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(国土交通九八)
- 津波防災地域づくりに関する法律施行規則(同九九)
- 水防法施行規則の一部を改正する省令(同一〇〇)
- 都市計画法施行規則の一部を改正する省令(同一一)
- 駐車場法施行規則の一部を改正する省令(同一二)
- 公営住宅法施行規則及び公営住宅等整備基準の一部を改正する省令(同一〇三)

二

二

二

二

二

二

二

二

〔告 示〕

- 地方拠点都市地域における都市計画法の特例等に関する省令の一部を改正する省令(同一〇四)
- 流通業務市街地の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同一〇五)
- 自衛隊法施行規則の一部を改正する省令(防衛一六)
- 在留カード等に係る漢字氏名の表記等に関する告示(法務五八二)
- 賃貸住宅管理業務処理準則の一部を改正する件(国土交通一三一七)
- 気象庁予報警報規程の一部を改正する件(気象庁一六)

二

二

二

本日公布された法令の「あらまし」は次のページに掲載されています。

金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令
金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)の一部を次のように改正す

第八十五条第一項ただし書中「第八号まで及び第十二号」を「第九号まで及び第十三号」に改め、
同項中第十二号を第十三号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一
号を加える。
九 当該不動産信託受益権に係る信託財産である宅地又は建物が津波防災地域づくりに関する法律
(平成二十三年法律第百二十三号)第五十三条第一項により指定された津波災害警戒区域内にあ
るときは、その旨

附則
この府令は、津波防災地域づくりに関する法律の施行の日(平成二十三年十二月二十七日)から施
行する。

府令・省令

内閣府令第二号

経済産業省
家庭用品品質表示法(昭和三十七年法律第百四号)を実施するため、家庭用品品質表示法に基づ
申出の手続等を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。
平成二十三年十二月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 藤村 修
経済産業大臣 枝野 幸男

家庭用品品質表示法に基づき申出の手続等を定める命令の一部を改正する命令
第三条中「第二条」を「前条第一項」に改め、「都道府県知事」の下に「又は市長」を加え、「都道府
県の条例」を「都道府県又は市の条例」に改める。
様式第一中「内閣総理大臣・経済産業大臣」を「国務大臣・経済産業大臣、総務省副大臣、情
報政策副大臣又は市長」に改める。

附則
この命令は、平成二十四年四月一日から施行する。

内閣府令第六号

国土交通省
津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第百二十三号)の施行に伴い、及び不動産特
定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第二十四条第一項の規定に基づき、不動産特定共同事業法
施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。
平成二十三年十二月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 藤村 修
国土交通大臣 前田 武志

不動産特定共同事業法施行規則の一部を改正する命令
不動産特定共同事業法施行規則(平成七年建設省令第二号)の一部を次のように改正する。
第二十条第一項第十二号中「から第五号まで」を「から第六号まで」に、「及び第二号」を「から
第三号まで」に改める。

附則
この命令は、津波防災地域づくりに関する法律の施行の日(平成二十三年十二月二十七日)から施
行する。

内閣府令第七号

国土交通省
津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第百二十三号)の施行に伴い、並びに宅地建
物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第三十五条第一項第十四号イ及びロ並びに同条第三項
第七号(同法第五十条の二の四の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づき、宅地
建物取引業法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。
平成二十三年十二月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 藤村 修
国土交通大臣 前田 武志

宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する命令
宅地建物取引業法施行規則(昭和二十二年建設省令第十二号)の一部を次のように改正する。
第十六条の四の三中「及び第二号」を「から第三号まで」に、「第五号」を「第六号」に、「第二号」
を「から第三号まで」に、「第七号から第十二号」を「第八号から第十三号」に、「第十四号まで及び第六
号から第十一号」を「第五号まで及び第七号から第十二号」に改め、「第十二号を第十三号とし、第三
号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。
三 当該宅地又は建物が津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第百二十三号)第五
十三条第一項により指定された津波災害警戒区域内にあるときは、その旨
第十六条の四の四中「第二号」を「から第三号まで」に、「第六号」を「第七号」に改め、第六号
を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。
三 当該信託財産である宅地又は建物が津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項により
指定された津波災害警戒区域内にあるときは、その旨

附則
この命令は、津波防災地域づくりに関する法律の施行の日(平成二十三年十二月二十七日)から施
行する。

内閣府令第八号

国土交通省
津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第百二十三号)第五十六条第一項第三号、第
五十八条、第六十二条第二項第二号、第六十三条第一項(同法第六十七条において準用する場合を含
む。)、及び第六十五条(同法第六十七条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、指定避難施設
の管理及び協定避難施設に関する命令を次のように定める。
平成二十三年十二月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 藤村 修
国土交通大臣 前田 武志

指定避難施設の管理方法及び協定避難施設の管理協定に関する命令
(指定避難施設の管理方法に関する基準)

第一条 津波防災地域づくりに関する法律(以下「法」という。)第五十六条第一項第三号の内閣府令・
国土交通省令で定める基準は、避難上有効な屋上その他の場所及び当該場所までの避難上有効な階
段その他の経路について、物品の設置又は地震による落下、転倒若しくは移動(第三条第一号にお
いて「物品の設置等」という。)により避難上の支障を生じさせないこととする。
(指定避難施設に関する行為の届出)

第二条 法第五十八条の規定による届出は、別記様式の届出書を提出して行うものとする。